千葉市計画段階環境影響評価実施要綱

平成26年3月31日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、市が、環境影響の程度が重大なものとなるおそれのある 土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たり事業の概ねの実施 場所や規模等を決定する事業計画の立案段階において、計画段階環境影響評 価を適切かつ円滑に行うための手続等に関し必要な事項を定め、当該事業計 画の環境面の検討について透明性、公正性の確保の基に環境配慮事項の整理 を行い、その内容を事業計画の検討に反映させ、もって環境の保全に適正な 配慮がなされた事業計画の策定及び事業の実施による重大な環境影響の回避 又は低減に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定める ところによる。
 - (1)対象事業計画 この要綱において「対象事業計画」とは、次に掲げる事業の概ねの実施場所や規模等の諸元を決定し、かつ、事業着手のために策定する詳細な計画の検討の基本となる計画で市が策定するものをいう。
 - ア 別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する事業であって、事業の 実施による環境への影響の程度が重大なものとなるおそれがある事業と して要領で定めるもの
 - イ 別表第6号から第12号までに掲げる事業の種類のいずれかに該当する2以上の事業により構成される事業群(当該2以上の事業が密接に関連して一体的行われるものとして要領で定める事業群に限る。)であって、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業群の規模をいう。)が大きく、当該事業群の総体としての環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして要領で定めるもの(以下「複合開発事業」という。)を構成する1の事業であって要領で定める事業規模以上のもの(前号アに該当する事業を除く。)
 - (2) 立案段階 対象事業の概ねの実施場所や規模等を検討する段階をいう。
 - (3) 事業者 対象事業計画を策定する者をいう。
 - (4)計画段階環境影響評価 事業者が、対象事業計画の立案段階において、 当該事業計画に基づき実施される事業による環境への影響について、調査、 予測及び評価を行うことをいう。

(計画段階環境影響評価の実施時期)

第3条 計画段階環境影響評価は、対象事業の概ねの実施場所の選定、工作物等の概ねの規模等の諸元を決定する対象事業計画の立案段階において、環境への影響の評価が可能となった時点で実施するものとする。

(環境配慮指針)

- 第4条 市長は、計画段階環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる計画段階環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等に関する技術的な指針(以下「環境配慮指針」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、環境配慮指針について、常に最新の知見の収集に努め必要な改定 を行うものとする。

第2章 計画段階環境影響評価の手続

(配慮書等の作成)

- 第5条 事業者は、対象事業計画を策定しようとするときは、環境配慮指針と 千葉市環境基本計画による事前配慮に基づき、事業目的が達成可能で、現実 的かつ実現可能であり、概ねの実施場所や規模等が異なる複数の事業計画の 案(以下「複数案」という。)を策定し、当該複数案ごとに計画段階環境影響 評価を行うとともに、次の各号に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書 (以下「配慮書」という。)を作成するものとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)
 - (2) 対象事業計画の名称、目的及び内容(複数案の記載を含む。)
 - (3) 対象事業計画の実施区域及びその周囲の概況
 - (4)対象事業計画に係る環境配慮指針に基づく環境影響評価の項目並びに調 査、予測及び評価の手法
 - (5) 環境配慮指針に基づく環境影響評価の結果として次に掲げるもの ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を計画段階環境影響評価 の項目ごとにとりまとめたもの
 - イ 環境配慮の方針
 - (6) 計画段階環境影響評価の総合的な評価
 - (7)計画段階環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合に は、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及 び主たる事務所の所在地)

(配慮書等の提出)

第6条 事業者は、配慮書を作成した時は、要領で定めるところにより、市長に対し、配慮書を提出しなければならない。

(配慮書の公告、縦覧及び公表)

第7条 市長は、配慮書の提出を受けたときは、計画段階環境影響評価の結果

について環境の保全の見地から意見を求めるため、事業者から配慮書の提出 を受けた旨その他要領で定める事項を公告し、配慮書の写しを公告の日から 起算して30日間縦覧に供するものとする。

2 事業者は、要領で定めるところにより、前項の公告の日の翌日から同項の 縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により配慮 書を公表しなければならない。

(配慮書についての意見書の提出等)

- 第8条 配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日を経過する日までの間に、市長に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、要領で定める。
- 3 市長は、第1項の期間を経過した後、速やかに、事業者に対し、同項の規 定により提出された意見書の写し(同項の意見書が提出されなかった場合に は、その旨を記載した書面)を送付するものとする。

(見解書の作成等)

- 第9条 事業者は、前条第3項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、要領で定めるところにより、当該意見書の写しに記載された意見についての事業者の見解を記載した書類(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、見解書の提出を受けたときは、要領で定めるところにより、事業 者から見解書の提出を受けた旨を公告し、見解書の写しを公告の日から起算 して15日の間縦覧に供するものとする。
- 3 事業者は、要領で定めるところにより、前項の公告の日の翌日から同項の 縦覧期間満了の日までの間、インターネットの利用その他の方法により見解 書を公表しなければならない。

(配慮書についての市長の意見)

- 第10条 市長は、見解書の提出を受けたとき又は第8条第1項の意見書が提出されなかったときは、事業者に対し、要領で定める期間内に、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 2 前項の場合において、市長は、第8条第1項の意見に配意するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、要領で定める方法により、これを公表するものとする。

(千葉市環境影響評価審査会への諮問)

第11条 市長は、前条第1項の意見を述べようとするときは、千葉市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第3章 事業者の責務

(配慮書についての意見書等の尊重等)

- 第12条 事業者は、対象事業計画の策定に当たっては、第10条第1項の規定により述べられた市長の意見の内容を尊重するとともに、第8条第1項の規定により提出された意見書の内容に配意し、当該計画に基づき実施される事業による環境への影響をできる限り回避し、又は低減することその他環境の保全に配慮するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定を踏まえ対象事業計画に検討を加えた結果、選定しようとする案を修正し、又は二つの複数案の融合等により対象事業計画を策定することができるものとする。

ただし、複数案に示された概ねの実施場所や構造等事業の諸元の変更で実施した調査・予測・評価の範囲を超える場合は、第2章の規定による計画段階環境影響評価の手続きを経るものとする。

第4章 雑則

(市以外の計画策定者との関係)

- 第13条 市以外の事業者が第2条第1項第1号ア及びイで定める事業で、立 案段階において事業着手のために策定される詳細な計画の検討の基本となる 計画を策定しようとするときに、この要綱に基づいて計画段階環境影響評価 を実施しようとするときは、市長に申し出ることができるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申し出があったときは、この要綱の規定に基づ く手続きを適用することができるものとする。
- 3 市及び市以外のものが共同して事業者となる場合は、前2項を準用する。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に対し、 その事業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(適用除外)

- 第15条 この要綱の規定は、対象事業計画が次の各号のいずれかに該当する ときは適用しない。
 - (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業の計画又は同法第88条第2項に規定する事業の計画、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業の計画又は同項に規定する事業の計画及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業の計画である場合
 - (2)環境省が定めた戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(平成19年 4月5日環政評発第070405002号通知)を踏まえて各省庁が定め

る計画段階の環境影響評価制度の対象となる計画である場合

(3)環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第2項に規定する第一種事業の計画又は同法第2条第3項に規定する第二種事業であって、同法第3条の10第1項の規定により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う事業の計画である場合

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)において対象事業計画に該当し、施行日前に既に対象事業の概ねの実施場所、規模、方式、構造及び配置等基本的事項が定まっているもの又は対象事業計画に係る事業に関し国等と事前協議に着手されたものについては、この要綱の規定は適用しない。

別表(第2条第1号)

- 1 道路の建設又は改築
- 2 鉄道又は軌道の建設又は改良
- 3 発電用電気工作物の設置又は変更
- 4 廃棄物最終処分場の設置又は変更
- 5 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓
- 6 土地区画整理事業
- 7 新住宅市街地開発事業
- 8 工業団地造成事業
- 9 新都市基盤整備事業
- 10 流通業務団地造成事業
- 11 宅地開発事業
- 12 レクリエーション施設用地造成事業
- 13 工場の新設又は増設
- 14 終末処理場の新設又は増設
- 15 し尿処理施設の新設又は増設
- 16 廃棄物焼却等施設の新設又は増設
- 17 砂利等採取事業
- 18 十砂等の埋立て等の事業
- 19 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業